

地方税の取扱いについて

平成 17 年 3 月 12 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会  
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 ( 案 )

- ( 1 ) 3 市町で差異のない税制については，現行のとおりとする。
- ( 2 ) 法人市（町）民税の法人税割の税率については，合併特例法第 10 条の規定を適用し，合併が行われた年度及びこれに続く 1 年度に限り現行のとおりとし，合併の翌々年度に統一するものとする。
- ( 3 ) 都市計画税については廃止し，合併後都市計画事業の動向等を勘案し，新市において検討するものとする。
- ( 4 ) 「納期」並びに「原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の弁償金」については，原則合併時に統一するものとする。

平成 17 年 3 月 12 日確認

## 参 考 ( 現 況 等 )

## 1 市町税の状況

税目	項目	笠間市	友部町	岩間町							
個人市(町)民税	納税義務者	①市町の区域内に住所を有する個人		均等割+所得割							
		②市町の区域内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市町内に住所を有しない者		均等割							
	均等割税率	3,000円/年(標準税率)									
	所得割税率	(標準税率)									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得金額</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税所得金額200万円以下の金額</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>課税所得金額200万円を超え700万円までの金額</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>課税所得金額700万円を超える金額</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table>		課税所得金額	税 率	課税所得金額200万円以下の金額	100分の3	課税所得金額200万円を超え700万円までの金額	100分の8	課税所得金額700万円を超える金額	100分の10
課税所得金額	税 率										
課税所得金額200万円以下の金額	100分の3										
課税所得金額200万円を超え700万円までの金額	100分の8										
課税所得金額700万円を超える金額	100分の10										
普通徴収納期											
(第1期)	6月21日～6月30日	6月1日～6月30日	6月1日～6月30日								
(第2期)	8月21日～8月31日	8月1日～8月31日	8月1日～8月31日								
(第3期)	10月21日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日								
(第4期)	1月21日～1月31日	1月1日～1月31日	1月1日～1月31日								

参 考 ( 現 況 等 )

税目	項目	笠間市	友部町	岩間町
法人市(町)民税	納税義務者	①市町の区域内に事務所又は事業所を有する法人 ②市町の区域内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で市町内に事務所、事業所を有しない者及び市町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの		均等割＋所得割  均等割
	均等割税率	(標準税率)		
		資本金額	従業員数	税 率
				笠間市 友部町 岩間町
		50億円超	50人超	年額 300万円
	10億円超50億円以下	50人超	年額 175万円	
		50人以下	年額 41万円	
	1億円超10億円以下	50人超	年額 40万円	
		50人以下	年額 16万円	
	1千万円超1億円以下	50人超	年額 15万円	
		50人以下	年額 13万円	
	1千万円以下	50人超	年額 12万円	
		50人以下	年額 5万円	
	法人税割税率	100分の14.7 (超過税率)	100分の12.3 (標準税率)	100分の12.3 (標準税率)
	納 期	地方税法321条の8に規定する納期限		

参 考 ( 現 況 等 )

税目	項目	笠間市	友部町	岩間町
固定資産税	納税義務者	固定資産（土地，家屋，償却資産）の所有者		
	税 率	100分の1.4（標準税率）		
	納 期			
	（第1期）	4月21日～ 4月30日	4月 1日～ 4月30日	4月 1日～ 4月30日
	（第2期）	7月21日～ 7月31日	7月 1日～ 7月31日	7月 1日～ 7月31日
（第3期）	12月21日～12月25日	12月 1日～12月25日	12月 1日～12月25日	
（第4期）	2月21日～ 2月末日	2月 1日～ 2月末日	2月 1日～ 2月末日	

参 考 ( 現 況 等 )

税目	項目	笠間市	友部町	岩間町		
軽自動車税	納税義務者	軽自動車の所有者又は使用者				
	税 率	(標準税率)				
		区 分	種 別		年 額	
		原動機付自転車	総排気量0.05ℓ以下又は定格出力0.6KW以下		1,000円	
			2輪のもので総排気量0.05ℓ超0.09ℓ以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下		1,200円	
			2輪のもので総排気量0.09ℓ超又は定格出力0.8KW超		1,600円	
			3輪以上のもので総排気量0.02ℓ超又は定格出力0.25KW超		2,500円	
		二輪の小型自動車			4,000円	
		小型特殊自動車	農耕作業用	二輪のもの		1,600円
				四輪のもの	総排気量1ℓ以下	2,400円
					総排気量1ℓ超	3,100円
		その他のもの			4,700円	
		軽自動車	2輪のもの(側車付も含む)			2,400円
			3輪のもの			3,100円
4輪以上のもの	貨物のもの		営業用	3,000円		
			自家用	4,000円		
	乗用のもの		営業用	5,500円		
		自家用	7,200円			
納 期	5月21日～5月31日	5月12日～5月31日	5月1日～5月31日			
原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の弁償金	200円	100円	300円			

参 考 ( 現 況 等 )

税目	項目	笠間市	友部町	岩間町
市町村たばこ税	納税義務者	製造たばこの製造者，特定販売業者又は卸売販売業者		
	税 率	1, 000本につき2, 977円 旧3級品の喫煙用の紙巻たばこは1, 000本につき1, 412円		
	納 期	毎月末日（前月の初日から末日までの分）を申告納付		
特別土地保有税	納税義務者	土地の所有者又は取得者（土地の所有については取得後10年以上を経過したものを除く。）		
	税 率	（保有分）100分の1. 4 （取得分）100分の3 ※平成15年度から新たな課税は行わない。（課税停止）		
	課税標準	土地の取得価格		
	免税点	5, 000㎡未満		

税目	項目	笠間市
都市計画税	納税義務者	都市計画区域のうち用途区域内に所在する土地及び家屋の所有者
	税 率	100分の0. 3
	課税標準	固定資産の価格（土地・家屋）
	納 期	（第1期） 4月21日～ 4月30日 （第2期） 7月21日～ 7月31日 （第3期） 12月21日～12月25日 （第4期） 2月21日～ 2月 末日

## 参 考 ( 現 況 等 )

### 2 関係法令 ( 抜粋 )

#### ( 1 ) 地方税法

##### ( 法人税割の税率 )

第 3 1 4 条の 6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

##### ( 法人等の市町村民税の申告納付 )

第 3 2 1 条の 8 法人税法第 7 1 条第 1 項 ( 同法第 7 2 条第 1 項 の規定が適用される場合及び同法第 1 4 5 条 においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下本節において同じ。 ) 、第 7 4 条第 1 項 ( 同法第 1 4 5 条 において準用する場合を含む。以下第 6 項、第 1 1 項、第 1 9 項及び第 3 0 項から第 3 3 項までを除き、本節において同じ。 ) 、第 8 2 条の 8 第 1 項 ( 同法第 1 4 5 条の 8 において準用する場合を含む。以下本節において同じ。 ) 、第 8 2 条の 1 0 第 1 項 ( 同法第 1 4 5 条の 8 において準用する場合を含む。以下本節において同じ。 ) 、第 8 8 条 ( 同法第 1 4 5 条の 1 2 において準用する場合を含む。以下本項において同じ。 ) 又は第 8 9 条 ( 同法第 1 4 5 条の 1 2 において準用する場合を含む。 ) の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額 ( 同法第 7 1 条第 1 項 ( 同法第 7 2 条第 1 項 の規定が適用される場合を除く。 ) 、同法第 8 2 条の 8 第 1 項 又は第 8 8 条の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人 ( 以下本条及び第 3 2 1 条の 1 3 第 1 項において「予定申告法人」という。 ) にあつては、前事業年度 ( 連結事業年度に該当する期間を除く。 ) 若しくは前計算期間の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額 ( 第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項において「予定申告に係る法人税割額」という。 ) ) 、同法第 7 1 条第 1 項 又は第 7 4 条第 1 項 の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書 ( 以下本項において「法人の市町村民税の申告書」という。 ) をその法人税額の課税標準の算定期間 ( 同法第 7 1 条第 1 項 、第 8 2 条の 8 第 1 項 又は第 8 8 条の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度 ( 連結事業年度に該当する期間を除く。以下本節において同じ。 ) 又は計算期間の開始の日から 6 月の期間とする。以下法人の市町村民税について同じ。 ) 中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村民長に提出し、及びその申告した市町村民税額 ( 当該市町村民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額 ) を納付しなければならない。この場合において、同法第 7 1 条第 1 項 又は第 8 2 条の 8 第 1 項 の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第 3 8 項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村民長に対し、政令で定めるところによつて計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法

## 参 考 ( 現 況 等 )

人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

(都市計画税の課税客体等)

第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下本項において「都市計画区域」という。）のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域（同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。）において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（第349条の3第9項から第11項まで、第25項から第30項まで、第32項から第34項まで、第36項、第39項又は第40項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第343条（第3項、第8項及び第9項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

(都市計画税の非課税の範囲)

第702条の2 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特別区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、第348条第2項から第5項まで若しくは第7項又は第351条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

(住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例)

第702条の3 第349条の3の2第1項又は第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

2 第349条の3の2第2項の規定又は第349条の3の3第1項の規定により読み替えて適用される第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準とな

参 考 ( 現 況 等 )

るべき価格の3分の1の額とする。

(都市計画税の税率)

第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

(都市計画税の賦課期日)

第702条の6 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(都市計画税の納期)

第702条の7 都市計画税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 都市計画税額(次条第1項前段の規定によって固定資産税をあわせて徴収する場合にあっては、都市計画税額と固定資産税額との合算額とする。)が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

(都市計画税の賦課徴収等)

第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第17条の4の規定に基く還付加算金、第365条第2項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第368条若しくは第369条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によって当該各条の規定を適用するものとする。

2 都市計画税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴については、固定資産税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴の例によるものとする。

3 都市計画税の納税義務者は、都市計画税に係る地方団体の徴収金を、固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付の例により納付するものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付しなければならない。

4 第1項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、都市計画税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があつたときは、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を都市計画税及び固定資産税の額にあん分した額に相当する都市計画税又は固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があつたものとする。

5 第1項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合においては、当該都市計画税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、督促状その他の文書は、固定資産税の賦課徴収に用いるそれらの文書とあわせて作成するものとする。

参 考 ( 現 況 等 )

- 6 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が当該固定資産税の納期限を延長したときは、当該納税者に係る都市計画税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。
- 7 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条、第368条第3項又は第369条第2項の規定によって固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。
- 8 第358条、第374条及び第375条の規定は、第1項の規定によって固定資産税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う都市計画税について準用する。

(2) 市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく均衡を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その均衡を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2～3 略

参 考 ( 現 況 等 )

3 先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 議 の 内 容
平成17年2月 1日	城里町 (23,007人)	常北町 桂村 七会村	<p>(1) 個人町村民税, 法人町村民税, 軽自動車税, 町村たばこ税, 固定資産税については, 1町2村に相違がないため(標準税率)合併時に統一する。</p> <p>(2) 軽自動車税の減免登録車両の取扱いについては, 現行のとおりとする。</p> <p>(3) 固定資産税に関し, 過疎地域自立促進特別措置法及び農村地域工業等導入促進法に基づく課税免除については, 現行のとおりとし, 産業活動の活性化及び雇用機会のための特別措置については, 合併時に桂村の制度に統一する。</p> <p>(4) 税の納期については, 合併時に七会村の制度に統一する。ただし, 個人町村民税の第4期の納期については, 1月21日から1月31日までとする。</p> <p>(5) 鉱産税については, 合併時に廃止する。</p> <p>(6) 入湯税については, 現行のとおりとする。</p>
平成17年3月22日	坂東市 (58,673人)	岩井市 猿島町	<p>1 1市1町で差異のある税制については, 原則合併時に統一するものとする。</p> <p>2 法人市民税の法人税割の税率については, 14.7%とするものとする。ただし, 市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し, 合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとする。</p> <p>3 都市計画税については, 合併時に岩井市の制度に統一する。ただし, 猿島町においては, 市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し, 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度について課税を免除するものとする。</p>
	稲敷市 (51,284人)	江戸崎町 新利根町 桜川村 東 町	<p>(1) 個人町村民税, 法人町村民税, 固定資産税, 町村たばこ税については, 現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 軽自動車税については税率について東町の例により, 現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 特別土地保有税については江戸崎町・桜川村の例により, 現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>

参 考 ( 現 況 等 )

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 議 の 内 容
平成17年3月28日	筑西町 (116,120人)	下館市 関城町 明野町 協和町	<p>① 個人住民税の税率については、標準税率とする。</p> <p>② 法人住民税の税率については、均等割を標準税率の1.2倍とし、法人税割を14.7%とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、平成17年度までは、現行のとおりとする。</p> <p>③ 固定資産税については、現行のとおりとする。</p> <p>④ 軽自動車税については、現行のとおりとする。</p> <p>⑤ 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。</p> <p>⑥ 入湯税については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>⑦ 都市計画税の税率については、0.3パーセントとする。ただし、関城町、明野町及び協和町については、合併特例法第10条の規定を適用し、平成21年度までは課税を免除する。</p> <p>なお、不均一課税適用期間後（平成22年度以降）の税率については、都市計画事業の動向等を勘案し、新市において検討するものとする。</p> <p>⑧ 各税目の納期及び減免については、合併時までに調整するものとする。</p>